

深川市農業委員会総会議事録
(第 9 回)

令和7年12月25日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 6 時 3 4 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹		○
4	富川 裕一		○
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清		○
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁		○
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年12月25日(木) 16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外22名 |
| 4 説明員 | 黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事 |
| 5 書記 | 成田主事 |

黒田局長

開会宣言(16時00分)

只今から、令和7年度第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして山崎委員、富川委員、大谷内委員、板垣委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

お疲れ様です。先月の総会ですが、農業会議の用務で欠席をさせていただき、東京の議員会館で国会議員の先生方に要望ということで何か所か回らせていただきました。その際にご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。本日は今年最後の総会日となります。再設定の案件等、たくさんありますので、慎重審議をお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
7番青木委員、8番大森委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告。本日は『令和7年度農作物生育概況』について、空知農業改良普及センター北空知支所長 石村 博之様より報告をいただきます。よろしくをお願いいたします。

石村支所長

(資料等に基づき説明)

菊入会長

せっかくの機会ですのでご意見等はないでしょうか。ないようですので、石村支所長様におかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。石村支所長様、ご出席いただきまして大変ありがとうございました。

(石村支所長退席)

菊入会長

(2) 農業委員会業務報告を、局長より報告願います。

黒田局長

11月28日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、報告に入ります。

菊入会長

報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。

袴田主査

農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は58件で、番号1番から15番及び番号50番から58番が売買に係るあっせん申し出、番号16番から49番は賃貸借

	<p>に係るあつせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から49番が令和7年12月1日、番号50番から58番が令和7年12月5日です。あつせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
山本係長	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は4件で、1番、2番、4番が新法分、3番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。</p>
菊入会長	<p>報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
成田主事	<p>ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は5件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。番号2番から5番は、非農用地利活用促進事業を活用したもので、農業委員会内規2—(1)一カの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号2番から4番は「田」として、番号5番は「畑」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なしということで報告第2号を承認いたします。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、議案に入ります。</p>
菊入会長	<p>議案第1号 農地法 第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>

袴田主査	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は6件で、すべて貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和7年12月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は貸人が期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る借人の農地を使用貸借するもので、期間は10年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>議案第3号 買入協議の要請についてを議題とします。事務局から説明願います。</p>
宮谷主査	<p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いいたします。今月は9件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この9件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は83件で、番号1番から21番が売買の案件、番号22番から83番が賃貸借の案件です。番号1番から15番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りです。番号1番から2番および14番は、出し手が貸付地を処分するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号1番および14番はJA資金、番号2番は自己資金です。番号3番は、経営合理化を図る出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号4番から5番は、老齢のため経営移譲をする出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもJA資金です。番号6番は、出し手が返還地を処分するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号7番は、老齢のため経営移譲をする出し手が、経営安定を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号8番は、労働力不足により経営縮小をする出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号9番から12番は、出し手が返還地を処分するため、経営合理化を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号9番はJA資金、番号10番から12番はいずれも自己資金です。番号13番は、出し手が返還地を処分するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号15番は、離農により耕作不能な出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号16番から20番は、北海道農業公社による農地売買等事業の買入れです。出し手の理由としては、番号16番は老齢により経営縮小をするため処分するものです。番号17番および18番は、出し手が離農により経営移譲するため処分するものです。番号19番は、出し手が労働力不足により経営縮小をするため処分するものです。番号20番は、出し手が経営合理化のため離れ地を処分するものです。これら買入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号21番は、北海道農業公社の農地売買等事業の早期売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るものです。番号22番以降は、賃貸借の案件です。番号22番から30番、番号36番から54番、番号56番以降はすべて再設定の案件です。このうち、番号57番、60番、77番、83番の農地については、現在も出し手と農地中間管理機構との間で賃貸借契約が継続中です。そのため、今回はその契約の残存期間を引き継ぐ形で再設定を行うもので、期間はいずれも9年間です。番号57番、60番、77番、83番以外の再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。番号31番から32番および35番は、北海道農業公社を転貸して、老齢のため経営移譲をする出し手が、経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は番号31番から32番は11年間、番号35番は10年</p>

	<p>間です。番号 3 3 番から 3 4 番は、北海道農業公社を転貸して、返還された農地を経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は 5 年間です。番号 5 5 番は、北海道農業公社を転貸して、貸付地を処分する出し手が、経営安定を図る受け手に賃貸するもので、期間は 5 年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和 8 年 1 月 2 9 日に認可及び公告となる予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号 1 5 番及び 5 8 番ないし 6 0 番で高橋委員、4 7 番で山崎委員、5 1 番で大谷内委員の議事参与をそれぞれ制限します。</p>
菊入会長	<p>それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第 4 号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第 5 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。</p>
宮谷主査	<p>記載の法人より、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は 6 件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第 5 号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 1 6 時 3 4 分)</p>